

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 23日

群馬県知事 様

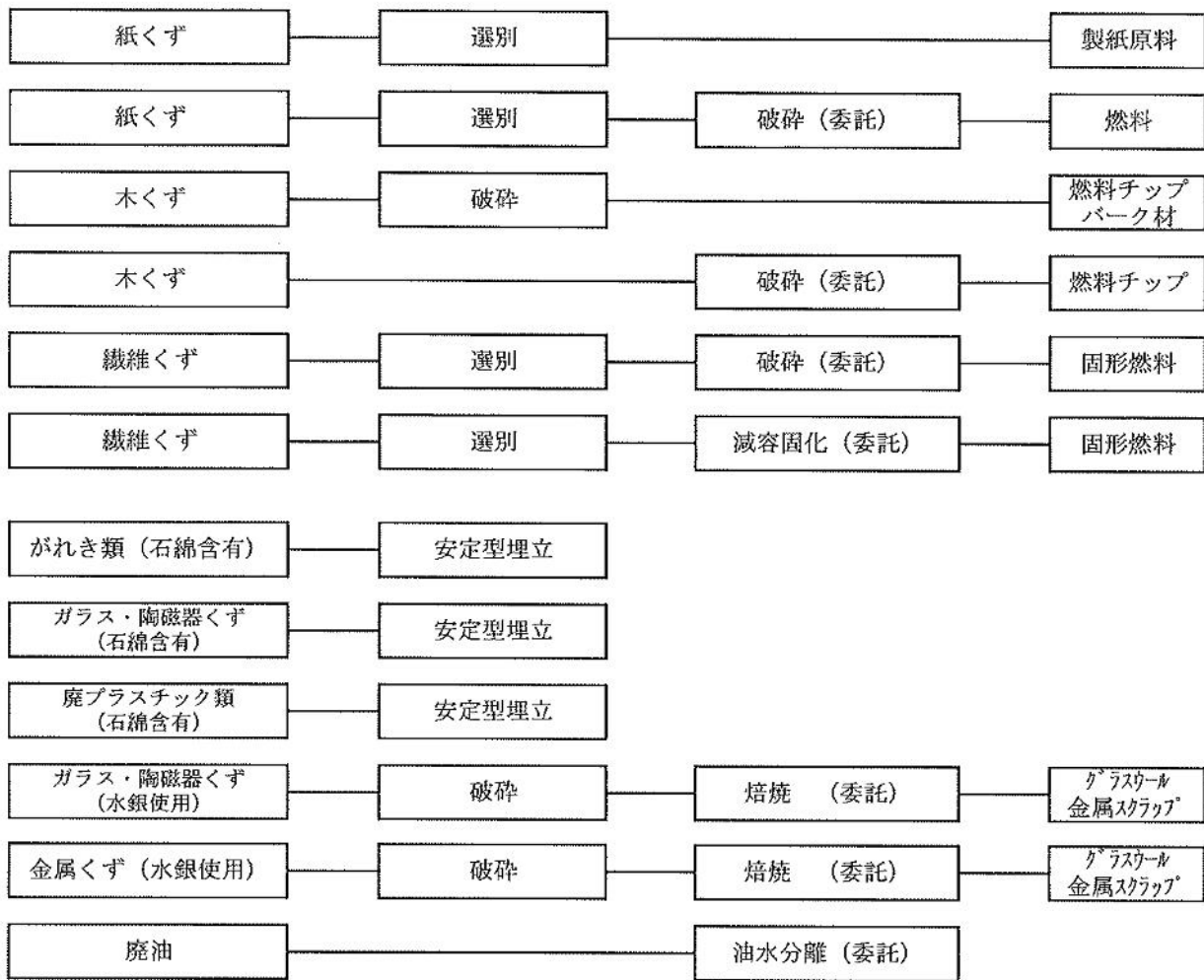
提出者 〒370-0865
住 所 群馬県高崎市寺尾町1777
氏 名 大和建设株式会社
代表取締役 萩原 正弘
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号 027-325-5575

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	前橋市及び高崎市を除く群馬県内現場24件
事業場の所在地	前橋市及び高崎市を除く群馬県内一円
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	D06 建設業 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 6,257万円
③従業員数	28名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

(別紙 1)-1





産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図)		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">統括責任者(営業部長)</div>	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理に関する各種事項の決定 産業廃棄物の処理方針の策定 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">廃棄物管理担当(担当営業)</div>	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理計画の作成 処理業者の選定、委託契約の締結 	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">現場責任者</div>	<ul style="list-style-type: none"> 作業現場の廃棄物の管理 	
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
①現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	がれき類
	排出量	1274.74 t
	排出量	がれき類(石綿含有) 6.07 t
(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> 発注先との協議を実施 		
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	がれき類
	排出量	1150 t
	排出量	がれき類(石綿含有) 5.4 t
(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> 上記事項の継続 		
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・がれき類、ガラス陶磁器くず、木くず、金属くず、廃プラスチック類、汚泥、紙くず、繊維くず、廃油など細分化分別の実施。石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物については、他の廃棄物に混入しないように分別の徹底。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・上記事項の継続	

ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず(石綿)	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず(水銀)	廃プラスチック類
362.9 t	8.5 t	2.17 t	59.62 t

ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず(石綿)	ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず(水銀)	廃プラスチック類
327 t	7.6 t	1.9 t	53.6 t

廃プラスチック類 (石綿含有)	廃プラスチック類 (水銀使用)	金属くず	金属くず (水銀使用)
1.11 t	0.04 t	3.94 t	0.13 t

廃プラスチック類 (石綿含有)	廃プラスチック類 (水銀使用)	金属くず	金属くず (水銀使用)
0.9 t	0.03 t	3.5 t	0.12 t

紙くず	木くず	繊維くず	廃油
3.95 t	949.55 t	3.57 t	1.17 t

紙くず	木くず	繊維くず	廃油
3.55 t	854 t	3.2 t	1 t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	551.75 t	81.3 t
	(これまでに実施した取組) ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	496 t	73 t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	54.12 t	2.1 t
(これまでに実施した取組) ・特になし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	48.7 t	1.8 t
(今後実施する予定の取組) ・特になし			

金属くず	紙くず	木くず	
3.77 t	2.79 t	924.19 t	t

金属くず	紙くず	木くず	
3.4 t	2.5 t	831.7 t	t

廃プラスチック類	廃プラスチック類(水銀使用)	金属くず(水銀使用)	繊維くず
t	t	t	t
47.64 t	0.03 t	0.12 t	0.93 t

廃プラスチック類	廃プラスチック類(水銀使用)	金属くず(水銀使用)	繊維くず
t	t	t	t
42.8 t	0.02 t	0.1 t	0.83 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（石綿含有）	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	6.07 t	8.5 t
	（これまでに実施した取組） ・特になし		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類（石綿含有）	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	6 t	7.6 t
	（今後実施する予定の取組） ・特になし		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	全処理委託量	722.99 t	227.48 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.19 t	t
	再生利用業者への処理委託量	679.61 t	196.31 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。再生利用が可能である廃棄物については、再生利用業者へ委託する。		

廃プラスチック類 (石綿含有)			
1.11 t	t	t	t

廃プラスチック類 (石綿含有)			
1 t	t	t	t

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (水銀使用)	廃プラスチック類	廃プラスチック類 (水銀使用)	金属くず
0.07 t	11.98 t	0.01 t	0.17 t
0.07 t	3.09 t	0.01 t	t
0.07 t	9.33 t	0.01 t	0.17 t
t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t

金属くず (水銀使用)	紙くず	木くず	繊維くず
0.01 t	1.16 t	25.36 t	2.64 t
0.01 t	t	t	2.52 t
0.01 t	1.16 t	25.36 t	2.64 t
t	t	t	t
t	t	t	t

t	t	t	t

t	t	t	t

廃油			
1.17 t	t	t	t
1.17 t	t	t	t
1.17 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	がれき類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
	全処理委託量	650.7 t	204.7 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.17 t	t
	再生利用業者への処理委託量	611.6 t	176.6 t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。再生利用が可能である廃棄物については、再生利用業者へ委託する。 			
※事務処理欄			

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀使)	廃プラスチック類	廃プラスチック類(水銀使用)	金属くず
0.06 t	10.7 t	0.01 t	0.15 t
0.06 t	2.7 t	0.01 t	t
0.06 t	8.4 t	0.01 t	0.15 t
t	t	t	t
t	t	t	t

金属くず (水銀使用)	紙くず	木くず	繊維くず
0.01 t	1 t	22.8 t	2.2 t
0.01 t	t	t	2.1 t
0.01 t	1 t	22.8 t	2.2 t
t	t	t	t
t	t	t	t

廃油			
1 t	t	t	t
1 t	t	t	t
1 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。